

事 務 連 絡

平成28年4月26日

熊本県

知事公室危機管理監 殿

健康福祉部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）

平成28年熊本地震に係る被害認定調査・罹災証明書交付の迅速化について

罹災証明書は、災害により被災した住家等の被害の程度を証明するものであり、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や応急修理、被災者生活再建支援金の支給等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしております。

住家等の被害状況の調査及び罹災証明書の交付は、市町村の事務とされておりますが、被災者の生活再建の迅速化のためには、県の積極的な協力が不可欠であります。その趣旨を十分お汲み取りいただき、市町村の業務の進捗状況を適宜把握していただくとともに、以下のように体制の強化等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

（１）他の地方公共団体や民間団体に対する応援要請

被害認定調査や罹災証明書の交付について、被災市町村のみでは体制が不足すると見込まれる場合には、他の地方公共団体や民間団体の応援を要請し、被災市町村と応援職員が合同で事務を実施できる体制構築に努めていただきますようお願いいたします。

（２）県による人的・技術的支援

庁舎が被災し行政機能が低下している市町村や甚大な被害が生じたことにより膨大な応急対策需要が発生している市町村（特に益城町や南阿蘇村等を想定しております。）で、市町村では調査計画の策定や調査体制の構築が困難な場合には、県による職員派遣や技術的支援、被害認定調査・罹災証明書交付の進行管理等の実施について検討いただきますようお願いいたします。

(3) 罹災証明書の迅速な交付のための工夫について

全壊等の甚大な被害を受けた被災者の支援は特に重要であることから、被害認定調査が終了した住宅から順次罹災証明書を交付するなど、迅速な交付に努めていただきますようお願いいたします。

また、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された住家のうち、応急危険度判定調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しい傾斜をしていることが確認できる場合には、この判定結果を参考として全壊の被害認定を行うことも可能ですので、貴県内の市町村にもお知らせいただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付

高橋、稲石

TEL03-3501-5696/FAX03-3501-6820

(参考)

防災基本計画（平成28年2月 中央防災会議決定）（抄）

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

○都道府県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。

○市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。